

# 逗子市人権施策推進指針（案）に関する意見を 募集しています

人権は、「生きていたい」、「自由でいたい」、「幸福でいたい」などという、すべての人に共通する願いを支えるもので、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」のことで、この度、本市の人権に対する基本理念や現状と課題、今後の取り組むべき方向性を明らかにし、各種施策を推進する上でのガイドラインとして「ずし人権を尊重するまちづくり指針（逗子市人権施策推進指針）」を策定することといたしました。この指針案について、皆様のご意見を広く募集します。

●募集期間 令和7年1月30日（木）～令和7年2月28日（金）（必着）

●閲覧場所 市ホームページ（URL） ページ番号：1012152

<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/shisei/kohokocho/1006305/1006316/1010467/1012152.html>

市役所（市民協働課、情報公開課）、市民交流センター、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、逗子文化プラザホール、逗子アリーナ、高齢者センター、図書館、体験学習施設（スマイル）、福祉会館、保健センター、子育て支援センター、療育教育総合センター、湘南保育園、小坪保育園

※各施設の休館日等は閲覧できません。

市ホームページ  
はこちら▶



●意見提出方法 任意の様式（閲覧場所にある記入用紙でも可）に「逗子市人権施策推進指針案に対する意見」と明記し、住所・氏名・意見を記載のうえ、次の①～④の方法にて提出してください。

- ① 窓口 市民協働部市民協働課（逗子市役所3階）
- ② 郵送 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 市民協働課人権・男女平等参画係 宛
- ③ ファクス 046-873-4520
- ④ Eメール [jinken.danjo@city.zushi.lg.jp](mailto:jinken.danjo@city.zushi.lg.jp)

※添付ファイル不可、直接メール本文に記載してください。

●その他 皆様からお寄せいただいたご意見は、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個々のご意見に対しては、直接回答はいたしませんのでご了承ください。

●問合せ先 逗子市 市民協働部市民協働課人権・男女平等参画係（逗子市役所3階）

Tel：046-873-1111（内線268） Fax：046-873-4520

Eメール：[jinken.danjo@city.zushi.lg.jp](mailto:jinken.danjo@city.zushi.lg.jp)